

## 公益法人の設立認可について

(昭和 27 年 5 月 30 日 27 医第 309 号)

(厚生省医務局長あて高知県知事照会)

医療法第 7 条第 2 項及び同法第 54 条の規定によれば医業は医療法上営利事業ではないと考えられる。又法人税法第 5 条及び同法施行規則第 1 条の 2 の規定によれば、医業は収益事業ではないか、医療法人に対する税務当局の取り扱いが商法上の営利法人と何等異なる点なく、病院施設の整備、人員の充足は困難な状況にあり本県においても民法第 34 条の規定による公益法人に組織替えの希望があるが、公益法人の許可について左記の点に疑義があるので、至急何分の指示を願いたい。

記

- 1 民法第 34 条の規定の「営利を目的としない」の意義は単なる法制上の意義ではなく実質的に営利を目的としない意義に解すべきであると考え、公益事業と同時に病院を経営する場合のみならず公益事業の資金調達のために営利事業を附带的に行うことは、公益法人としての実体を害するものでないと解してよいか。
- 2 次の各号の事業を行う目的で公益法人(名称医学研究所、病院は附属病院の形式)の設立許可申請書が提出されたが、許可して支障ないか。なお、この場合公益事業を実施するに十分な高度の施設を要求すべきであると解するが如何。
  - (1) 医学に関する研究及び調査並びにこれに関連する文書の印刷刊行
  - (2) 医学の研究、調査に関する文書の蒐集
  - (3) 医学図書館の設立公開
  - (4) 奨学育英事業
  - (5) 研究成績の応用による外科、整形外科の診療  
(但し、申請文書によれば特に研究検査室等高度に完備されておらずまた計画も含まれていない。)
- 3 公益法人設立の許否を法定する最低限度の具体的基準
- 4 すでに他府県では許可されているようであるがその模様

(昭和 27 年 6 月 24 日 医取第 190 号)

(高知県知事あて厚生省医務局長回答)

昭和 27 年 5 月 30 日 27 医第 309 号により照会のあった標記について左記の通り回答する。

記

- 1 医業はその収益の使途の如何を問わず営利を目的として営むことは許されないものであって公益事業を行うための資金調達の目的で病院事業を営むことは許されないものと解する。

2(1) 民法第34条の規定による公益法人の設立の認可は積極的に公益に資するものに対して与えるべきであり、申請書に記載された公益事業の内容等につき具体的に調査し決定すべきものと解する。

なお医学に関する研究、調査及びそれに関する文書の蒐集並びに研究成績の応用による外科、整形外科の診療については、医業に従事するものとして当然行うべき事項であると解する。

(2) 公益事業を行うために必要な施設については必要にして十分な施設を有すれば足り必ずしもそれ以上の高度の施設を要求する必要はないと解する。

3 については、その事業内容が積極的に公益を目的とするものに限られるべきであって具体的基準はその法人の行う事業内容によりおのずから異なるのであるので、一率に公益法人設立の認可を決定する具体的基準を示すことは困難である。

4 については他の都道府県の同様な事例について御知らせする適当なものはない。

なお、最近脱税の目的から医療法人等が民法第34条に規定する公益法人に切換えたい希望の向があるよう仄聞しているが、かかることは許されるべきではないので、よろしく御指導願いたい。